※当ファンドのご購入のお申し込みはできません

米ドル建てゴールドマン・サックス社債／国際分散投資戦略ファンド（5年）2019－04
愛称：ドル・プライムOne（5年）2019－04
ケイマン籍契約型外国投資信託（米ドル建て）／単位型／公社債投資信託

基準日：2024年3月28日

運用実績の推移

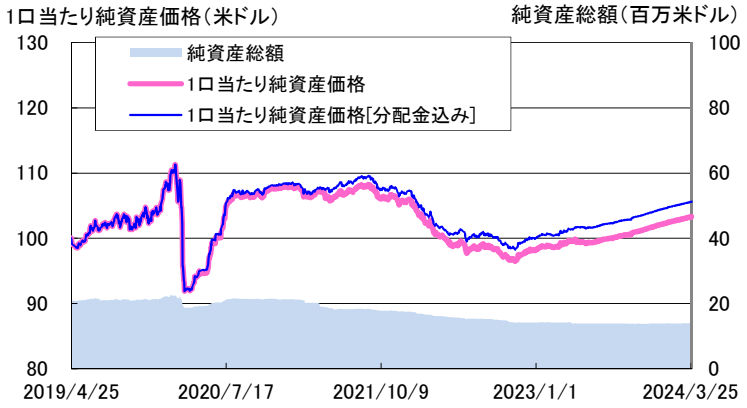

（設定日：2019年4月26日）
1口当たり純資産価格は管理報酬等控除後です。
1口当たり純資産価格[分配金込み]は、税引前の分配金を加算したものとして表示していますので、実際の1口当たり純資産価格とは異なります。
1口当たり純資産価格は設定日前日を100米ドルとして計算しています。
上記は過去の実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

1口当たり純資産価格・純資産総額

1口当たり純資産価格	103.32 米ドル
純資産総額	14.0 百万米ドル

ポートフォリオ構成

米ドル建債券＊（ゴールドマン・サックス社債）	99.2 %
現金等	0.8 %
合計	100.0 %

＊ ゴールドマン・サックス・ファイナンシャル・プロダクツ2018が発行し、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる保証が付されます。
※ 比率は純資産総額に対する割合です。

騰落率（分配金込み）

1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	2年	3年	設定来
0.34%	1.15%	2.66%	4.55%	3.82%	−1.39%	5.62%

※1 騰落率は、管理報酬等控除後です。
※2 騰落率は、税引前の分配金を加算したものとして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。
※3 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。
※4 各期間は、基準日から過去に遡っています。また設定来の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

分配金実績（米ドル、税引前）　※直近3年分

第2期（2021/5/10）	0.83
第3期（2022/5/10）	0.49
第4期（2023/5/10）	0.49
設定来累計分配金	2.30

※1 分配金は1口当たり。
※2 上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
※3 分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。

当月の1口当たり純資産価格変動の要因分析

（単位：米ドル）

米ドル建債券	金利変動	0.00
	保証体の信用スプレッド	0.24
	固定クーポン相当分	0.14
	その他（注）	0.05
	小計	0.44
固定クーポン収入		—
実績連動クーポン収入		—
管理報酬等	管理報酬	−0.05
	成功報酬	—
分配金		—
その他		−0.03
合計		0.36

※上記の要因分析は、組入債券の値動き等が1口当たり純資産価格に与えた影響をご理解いただくために「簡便法」により計算しておりますので、その正確性、完全性を保証するものではありません。
なお、米ドル建債券部分については、ゴールドマン・サックス証券株式会社からのデータ等を基にアセットマネジメントOneが作成したものです。

（注）実績連動クーポン価値等

※当資料は7枚ものです。
※P.7の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご覧ください。

アセットマネジメントOne

※当ファンドのご購入のお申し込みはできません

米ドル建てゴールドマン・サックス社債／国際分散投資戦略ファンド（5年）2019－04
愛称：ドル・プライムOne（5年）2019－04
ケイマン籍契約型外国投資信託（米ドル建て）／単位型／公社債投資信託

基準日：2024年3月28日

米ドル建債券の状況

債券価格 （米ドル）	103.10
金利感応度*（米ドル）	0.001
残存期間 （年）	0.09
信用格付け	A

＊ 金利感応度とは、0.01%の金利変動に対する債券価格の変動性を意味するものです。
※1 金利感応度はゴールドマン・サックス証券株式会社から提供を受けたデータです。左記金利感応度には、国際分散投資戦略指数Aの金利感応度は含んでおりません。
※2 信用格付けは、米ドル建債券の保証体であるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの発行体格付けを示しています。米ドル建債券の債券格付け、または米ドル建債券の発行体であるゴールドマン・ サックス・ファイナンシャル・プロダクツ2018の発行体格付けではありません。格付投資情報センター（R&I)の情報を基に作成。
※3 左記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

マーケット動向とファンドの動き

当月は、多くの国で、株式・債券ともに上昇しました。
3月は、米国景気の軟着陸期待の高まりに加え、FRB（米連邦準備理事会）がFOMC（米連邦公開市場委員会）で年内3回の利下げ見通しを維持したことなどを背景に、多くの国で金利は低下（債券価格は上昇）し、株式は上昇しました。
国際分散投資戦略については、株式・債券市場ともにプラス寄与し上昇しました。ファンドが投資対象とする債券の価格は、ファンドが投資対象とする債券の残存期間が短くなるにつれて債券価格が償還価格へ近づくことなどから上昇しました。
当月末時点で、中国軍関連企業への投資を禁じる2020年11月の米大統領令を受け、当ファンドは、投資対象が米国法人であるゴールドマンサックスグループまたは関連法人発行の債券を含むため、実績連動クーポンの算出の基となる国際分散投資戦略において、中国軍関連企業が含まれる香港株価指数先物への資産配分を停止しています。

※上記のマーケット動向とファンドの動きは、過去の実績であり将来の運用成果等をお約束するものではありません。

『 国際分散投資戦略指数Aの状況 』

※ ゴールドマン・サックス証券株式会社から提供を受けたデータを基に作成しています。

指数の推移 （ 運用開始基準日*以降 ）

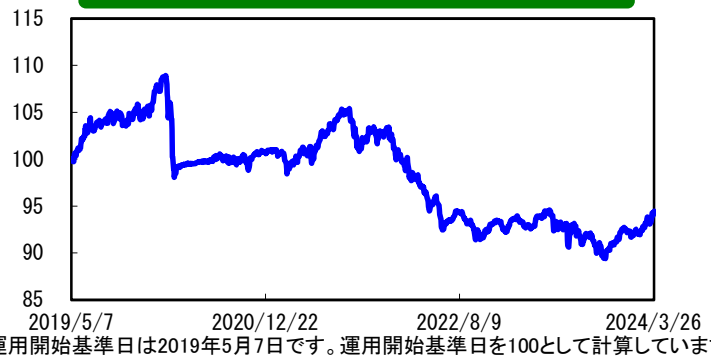

＊運用開始基準日は2019年5月7日です。運用開始基準日を100として計算しています。

指数の収益率

月次収益率	1.69%
累積収益率	−5.56%

※累積収益率は、運用開始基準日（2019年5月7日）を基準とした収益率です。

指数の資産構成

資産クラス		国・地域	対象資産	当月末 資産構成比率	月次 収益率
株式	国内株式	日本	TOPIX先物	11.7%	3.43%
	先進国株式	米国	S&P 500種指数先物（E-mini）	3.9%	2.73%
		欧州	ユーロ・ストックス50指数先物	3.9%	3.99%
		英国	FTSE100指数先物	3.3%	4.27%
		カナダ	S&P トロント60指数先物	3.9%	3.36%
		豪州	S&P/ASX200指数先物	3.9%	3.06%
		スイス	スイス SMI指数先物	7.8%	3.18%
		スウェーデン	OMX ストックホルム30指数先物	2.3%	3.84%
		香港	香港ハンセン指数先物	0.0%	0.43%
債券	国内債券	日本	日本10年国債先物	21.2%	0.15%
	先進国債券	米国	米国10年国債先物	5.0%	0.31%
		ドイツ	ドイツ10年国債先物	6.0%	0.81%
		英国	英国10年国債先物	11.8%	1.88%
		カナダ	カナダ10年国債先物	3.1%	0.38%
		豪州	豪州10年国債先物	12.9%	1.32%
合計				100.5%	

※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、四捨五入して表示しています。

※当資料は7枚ものです。
※P.7の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご覧ください。

Asset Management One　アセットマネジメントOne

米ドル建てゴールドマン・サックス社債／国際分散投資戦略ファンド（5年）2019－04
愛称：ドル・プライムOne（5年）2019－04
ケイマン籍契約型外国投資信託（米ドル建て）／単位型／公社債投資信託

基準日：2024年3月28日

ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。

○ ファンドはゴールドマン・サックスが発行する米ドル建債券（以下、ゴールドマン・サックス社債といいます。）に高位に投資し、設定日から約5年後の満期償還時の当ファンドの償還価額[*1]について、元本確保をめざします[*2]。

*1　ファンドは、信託期間約5年の単位型投資信託です。

*2　投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保できない場合があります。信託期間中にファンドを換金した場合やファンドが繰上償還された場合、ファンドの残高が一定額以下となった場合等には、換金価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

○ ファンドは国際分散投資戦略指数Aの収益率により決定されるゴールドマン・サックス社債の利金を獲得することをめざします。

- 国際分散投資戦略指数Aは、アセットマネジメントOne株式会社とアセットマネジメントOne U.S.A.・インクが共同開発した独自の計量モデルに基づきます。
- 国際分散投資戦略指数Aは、株価指数先物（日本、米国、欧州、英国、カナダ、豪州、スイス、スウェーデン、香港等）、債券先物（日本、米国、ドイツ、英国、カナダ、豪州等）で構成されます。
- 国際分散投資戦略指数Aは目標リスク水準を年率4～5%程度とします。
- ゴールドマン・サックス社債の利金は固定クーポンに実績連動クーポンを加えて算出されます。

※当資料において、「国際分散投資戦略指数A」を単に「国際分散投資戦略指数」と表記している場合があります。

○ ファンドは年1回分配を行うことをめざします。

※　将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。

※　当ファンドは、満期償還時における元本確保をめざしますが、元本の確保を保証するものではありません。

※　資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

●当ファンドは、特化型運用を行います。特化型運用ファンドとは、投資対象に日本証券業協会が定める比率（10%）を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。

●当ファンドは、ゴールドマン・サックス社債に集中して投資を行いますので、当該債券の発行体等に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

主な投資リスクと費用（くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください）　①

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の変動要因は、下記に限定されるものではありません。その他の留意点など、くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

○ 価格変動リスク　・・・・・　＜債券＞

金利の変動は、公社債等の価格に影響を及ぼします。金利の上昇は、一般に公社債の価格を下落させ、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が下落する要因となります。
また、当ファンドが投資する米ドル建債券は、国際分散投資戦略指数Aの収益率に基づき毎期クーポン総額が変動します。当該収益率がマイナスとなった場合は実績連動クーポンがゼロとなり、債券の利金は固定クーポンのみとなります。市場金利やゴールドマン・サックスの信用状況に変化がない場合でも、ゴールドマン・サックスが資金調達を行う市場環境が悪化した場合や国際分散投資戦略指数Aの収益率が低下することにより今後のクーポン総額が低下すると見込まれる場合は、債券価格が下落し、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が下落する要因となります。

＜国際分散投資戦略指数A＞

当ファンドの実績連動クーポンの算出の基準となる国際分散投資戦略指数Aの収益率の主な変動要因は、以下のとおりです。

- 国際分散投資戦略指数Aは内外の株価指数先物および債券先物により構成され、資産配分されます。構成比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数またはすべての資産の価値が同時に下落した場合等には、国際分散投資戦略指数Aの収益率が下落する要因となります。
- 国際分散投資戦略指数Aについては、内外の株価指数先物・債券先物取引をもとに算出されるため、当該取引の評価損益は為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該評価損益の通貨に対して米ドル高になった場合には、国際分散投資戦略指数Aの収益率が下落する可能性があります。
- 国際分散投資戦略指数Aの実質的な構成対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、国際分散投資戦略指数Aの収益率が下落する要因となります。

米ドル建てゴールドマン・サックス社債／国際分散投資戦略ファンド（5年）2019－04
愛称：ドル・プライムOne（5年）2019－04
ケイマン籍契約型外国投資信託（米ドル建て）／単位型／公社債投資信託

基準日：2024年3月28日

主な投資リスクと費用（くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください）②

○ 信用リスク ・・・・・ 有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが投資する債券の発行体は、債券発行代わり金をもって裏付資産等（ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが発行する債券、ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行するパフォーマンス連動証券（これらにつき早期償還、終了、債務不履行（デフォルト）もしくは債務削減・リストラクチャリングまたは課税事由が発生（発生する可能性を含みます。）し、代替の資産への入替が行われた場合の当該代替資産等を含みます。））に投資します。当ファンドが投資する債券はザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが保証を行います。裏付資産等の発行体または保証体の信用力が業績悪化・経営不振などにより著しく低下した場合、あるいは倒産した場合、その影響を大きく受け、ファンドの受益証券１口当たり純資産価格が著しく下落する可能性があります。

○ 銘柄集中リスク ・・・・・ ファンドは特定の債券（単一銘柄）を組み入れ、原則として銘柄入替えを行わない方針です。当該債券へのリスクが顕在化した場合、多数の銘柄に分散投資を行う投資信託の場合と比較し、大きな影響を被り、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が著しく下落する要因となります。

○ 流動性リスク ・・・・・ 当ファンドが投資する米ドル建債券は、市場混乱等があった場合、発行体等の信用状況が著しく悪化した場合等には流動性が著しく低下し、売却価格が一般的に想定される価格と乖離することにより、想定以上にファンドの受益証券1口当たり純資産価格が下落し、損失を被る可能性があります。また、米ドル建債券の発行体等の信用リスクが顕在化した場合等には、当該米ドル建債券の一部売却ができなくなり、そのために換金の受け付けを中止することがあります。

○ 早期償還リスク ・・・・・ 当ファンドは、満期償還時点において受益者の投資元本の確保をめざしますが、主要投資対象とする債券が以下に掲げる場合等により債務不履行（デフォルト）となった場合、発行体の裏付資産等について、早期償還、終了、債務不履行（デフォルト）もしくは債務削減・リストラクチャリング（ただし、これらの事由がドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護に関する法Title2に基づく権限行使のみにより生じる場合は除きます。）または課税事由が発生（発生する可能性を含みます。）し、かつ代替の資産への入替が行われない場合、または当該債券、発行体の裏付資産等もしくは発行体・保証体その他関係会社のヘッジ行為に関して法令あるいは税制の変更、課税状況の変化等により当該債券が早期償還となる場合、当該債券の資金化後に繰上償還を行います。その場合、当該債券は時価で換金されるため元本の確保ができず、ファンドの受益証券１口当たり純資産価格も投資元本を下回る可能性があります。

＜投資対象とする債券が債務不履行（デフォルト）となる主な場合＞

1. 発行体および保証体が元金の支払いを怠った場合
2. 発行体および保証体が利息の支払いを怠り、発行体が不払いの通知を受領してから30日が経過しても利息の支払いが行われなかった場合
3. 発行体の解散もしくは清算の命令がなされたか、発行体の解散もしくは清算のための有効な決議が可決された場合（ただし、支払能力がある時点で行われる合併、組織再編もしくはリストラクチャリングを目的としてまたはこれらの手続きに従って行われる場合を除く。）
4. 承継発行体（特別目的会社に限られます。）が債券の発行要項に従って発行体のすべての債務を承継した場合には、当該承継発行体について、当該承継発行体の設立法域の法律に基づき、または当該承継発行体が倒産手続きに関するEU規則（Council Regulation (EC) No. 1346/2000）上の「主たる利益の中心」（“centre of main interest”）を有する国の法律に基づき、上記3に記載の事由と類似の効果を持つ事由が生じた場合

当ファンドへの投資に伴う主な費用はファンドの管理報酬等です。
費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

当ファンドは、投資顧問会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「アセットマネジメントOne」）が運用を行います。「ゴールドマン・サックス」は、Goldman Sachs & Co. LLC.（以下「使用許諾者」）の日本およびその他の国において登録された商標です。アセットマネジメントOneおよびその関連会社は、使用許諾者またはその関連会社・関係会社（以下「ゴールドマン・サックス」と総称）との間に資本関係はありません。ゴールドマン・サックスは、当ファンドの設定または販売に何らの責任も有しておらず、（代行協会員として委託された事務を除き）当ファンドの設定または販売にこれまで関与したこともありません。ゴールドマン・サックスは、当ファンドの受益者または公衆に対し、有価証券一般もしくは当ファンドへの投資の適否、当ファンドが一般市場もしくは指数実績を追跡する能力の有無もしくは投資リターンを提供する能力の有無に関して、明示的か黙示的かを問わず、いかなる表明または保証も行っておりません。使用許諾者とアセットマネジメントOneの関係は、当ファンドに関する使用許諾者の商標の使用許諾に限られます。指数計算機関（Solactive社）または参照戦略スポンサー（ゴールドマン・サックス・インターナショナル）およびそれらの関連会社は、国際分散投資戦略指数に関する品質、正確性および／または完全性について、何ら保証するものではありません。また、内容を制限することなく、いかなる場合においても、直接的、間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の損害（逸失利益を含みます。）について、契約、不法行為その他のいずれによるかを問わず、いかなる者に対しても何ら責任を負いません。

※当資料は7枚ものです。
※P.7の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご覧ください。

Asset Management One　アセットマネジメントOne

米ドル建てゴールドマン・サックス社債／国際分散投資戦略ファンド（5年）2019－04
愛称：ドル・プライムOne（5年）2019－04
ケイマン籍契約型外国投資信託（米ドル建て）／単位型／公社債投資信託

基準日：2024年3月28日

お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)	
換金受付日	換金の受付は、国内営業日(注1)または管理会社が随時決定するその他の日に行うことができます。ただし、当該日が海外休業日(注2)の場合や、翌日(土日を除きます。)がファンド営業日(注3)でない場合は換金の申込みはできません。 また、換金の支払い等に支障をきたす恐れがあるとして管理会社が定める日には換金の申込みはできません。 (注1)「国内営業日」とは、日本における販売会社の日本における営業日をいいます。 (注2)「海外休業日」とは、東京証券取引所、ロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカンタイル取引所、Eurex取引所、インターコンチネンタル取引所、TMXモントリオール取引所、オーストラリア証券取引所、スイス証券取引所、Nasdaq OMX Nordic取引所もしくは香港先物取引所のいずれかの休業日または5月1日、12月24日を指します。 (注3)「ファンド営業日」とは、ニューヨーク、ロンドンおよび日本において銀行および証券取引所が営業している日で、かつ日本において金融商品取引業者が営業している日をいいます。
換金単位	1口以上1口単位、もしくは管理会社が別途定める単位
換金価額	換金受付日における受益証券1口当たり純資産価格
換金代金	日本の投資者に対する換金代金の支払いは、換金受付日から起算して6国内営業日目以降に行われます。
換金申込締切時間	換金受付日午後3時
換金の制限	いずれかの換金受付日におけるファンドに関する換金請求通知の合計が、管理会社がその絶対的裁量により決定する割合または金額を超える場合、(ⅰ)管理会社が当該換金通知に関する換金代金の支払要件を充足するために十分な資産を換金するまで、当該換金受付日もしくはファンドの純資産総額の計算を延期するか、または、(ⅱ)換金される受益証券の総口数を、管理会社により決定されるファンドの発行済みの受益証券の割合または金額に制限する(その場合、受益者の請求は比例して縮減され、残りはその後の換金受付日において、後の換金受付日に関して受領される換金通知に優先して換金されます。)場合があります。
換金申込受付の中止および取消し	受託会社は、自己の裁量において、以下の状況を含むいかなる理由によっても、受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに／またはファンドの受益証券の発行および／もしくは換金を停止することができます。 (a)ファンドの直接的または間接的な投資資産が上場されている証券取引所が閉鎖されている(通常の休日および週末を除きます。)、またはかかる取引所での取引が制限もしくは停止されている期間 (b)ファンドがその投資資産を評価または処分することが合理的に実行可能でなくなるか、ファンドの受益者に対し著しい損害を及ぼすことになる、緊急事態またはその他の状態を構成すると受託会社が判断する状況が存在する期間 (c)ファンドの直接的または間接的な投資資産の価格もしくは価値、または上記の証券取引所における現在の価格もしくは価値を決定するために通常用いられる通信手段が故障している期間、または、その他の何らかの理由により、ファンドが(直接的または間接的に)保有する投資資産の価格もしくは価値を合理的に速やかにかつ正確に確認できない期間 (d)投資資産の現金化または取得に伴う資金の移動を、通常の為替レートで行うことができないと、管理会社との協議の上で受託会社が判断する期間 (e)受託会社が、ファンド、受託会社、管理会社もしくはそれらの関連会社、子会社、共同経営者またはファンドのその他のサービス提供者に関し、受託会社、管理会社または管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために停止が必要であると判断した期間
信託期間	ファンドは、2019年4月26日に運用を開始し、原則として2024年5月10日に終了します。ただし、後記「繰上償還」に定めるいずれかの方法により早期に償還されることがあります。
繰上償還	ファンドは以下のいずれかの事由が発生した場合には、信託期間の満了前に終了することがあります。 (a)受益者により、ファンドが終了する旨のファンド決議が可決された場合 (b)ケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしてのトラストの免許その他承認が無効または不利に変更された場合 (c)受託会社が、管理会社との協議の上、ファンドを継続することが現実的でなくもしくは望ましくなく、またはファンドの受益者の利益に反すると判断した場合 (d)受託会社の辞任または管理会社の解任もしくは辞任に際し、適切な代替者または受託者もしくは管理者の承継者がいない場合 (e)主要投資対象とする債券の発行体等が債務不履行(デフォルト)となった場合、発行体の裏付資産等について、早期償還、終了、債務不履行(デフォルト)もしくは債務削減・リストラクチャリング(ただし、これらの事由がドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護に関する法Title2に基づく権限行使のみにより生じる場合は除きます。)または課税事由が発生(発生する可能性を含みます。)し、かつ代替の資産への入替が行われない場合、または当該債券、発行体の裏付資産等もしくは発行体・保証体その他関係会社のヘッジ行為に関して法令あるいは税制の変更、課税状況の変化等により当該債券が早期償還となる場合 また、ファンドの受益証券の発行口数が10万口を下回った場合、受託会社はファンドのすべての受益証券を強制的に換金することを決定することができます。
分配金支払日	毎年5月10日(休業日の場合は翌営業日)。
計算期末	毎年5月末日。ただし、第一期計算期末は2020年5月末日とします。
収益分配	毎年5月10日(休業日の場合は翌営業日)を分配金支払日として、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行うこととします。 ① 利子等収益の中から、年率0.5%程度の分配をめざします。 ② ①に加え、成功報酬控除後の実績連動クーポン相当額の分配をめざします。 分配金額は、投資顧問会社が決定します。ファンドの資金動向、市況動向等によっては分配を行わない場合があります。
課税関係	税法上、ファンドは、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
その他	受益証券1口当たり純資産価格は、米ドル建てにより表示されるため、円貨から投資した場合には、円貨換算した受益証券1口当たり純資産価格は、円貨と米ドル貨の間の外国為替レートの変動の影響を受けます。

※当資料は7枚ものです。
※P.7の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご覧ください。

米ドル建てゴールドマン・サックス社債／国際分散投資戦略ファンド（5年）2019－04
愛称：ドル・プライムOne（5年）2019－04
ケイマン籍契約型外国投資信託（米ドル建て）／単位型／公社債投資信託

基準日：2024年3月28日

ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

以下の手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため、表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

●投資者が直接的に負担する費用

換金手数料	かかりません。
信託財産留保額	かかりません。

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの管理報酬等	報酬対象額※の年率1.17%以下およびその他の費用・手数料がファンドから支払われます。 ※募集価額（100.00米ドル）に評価日時点の発行済受益証券口数を乗じた額を意味します。

管理会社報酬	報酬対象額の年率0.01%（ただし、最低報酬額として四半期ごとに3,750米ドルがかかります。）（年毎後払い）
受託会社報酬	報酬対象額の年率0.01%（ただし、最低報酬額として四半期ごとに3,750米ドルがかかります。）（年毎後払い） また、1回限りの設立報酬として5,000米ドルがかかります。
管理事務代行会社報酬	報酬対象額の年率0.100%（年毎後払い） また、1回限りの設立報酬として20,000米ドルがかかります。さらに、ケイマン諸島の自動情報交換（AEOI）コンプライアンス報告サービスの提供に対して、年間2,000米ドルの固定報酬もかかります。
保管会社報酬	報酬対象額の年率0.02%（年毎後払い）
販売会社報酬	報酬対象額の年率0.50%以下（月毎後払い）で、ファンドの報酬対象額に応じて引下げることとします。
投資顧問会社／ 管理会社代行サービス会社報酬	報酬対象額の年率0.50%以下（年毎後払い）で、ファンドの報酬対象額に応じて引下げることとします。
代行協会員報酬	報酬対象額の年率0.03%（年毎後払い）

その他の費用・手数料	①設立費用 ファンドの設立および受益証券の当初募集に関する費用は、受託会社により別の方法が適用されると決定されない限り、購入申込期間が終了した後、最初のファンド営業日に一括費用処理されます。 ②成功報酬 投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス社債の実績連動クーポンに対して10%を乗じた額を成功報酬として収受します。成功報酬は毎年一定基準日または信託終了時にファンドから支払われます。 ③その他の運営費用 受益証券の募集により生じる費用（目論見書作成費用等を含む）、受益者向け通知の作成・配布費用、投資対象の保有にかかる費用、ファンドに関して課される税金、会計監査人の報酬および費用、法律、監査、評価および会計の費用、信託証書に基づく受託会社への払戻し、公租公課、補足信託証書の作成および受益者総会の開催のための手数料および費用・その他ファンドの運営、管理および維持に関連する費用その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。 その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができません。

上記、管理会社報酬から代行協会員報酬までの各報酬は、設定日からファンド償還日までの期間（以下「報酬計算期間」といいます。なお、報酬計算期間は設定日およびファンド償還日を含みます。）中に支払われます。

ファンドの関係法人

＜管理会社＞	クイーンズゲート
＜投資顧問会社／管理会社代行サービス会社＞	アセットマネジメントOne株式会社
＜受託会社＞	ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド
＜管理事務代行会社＞	ルクセンブルグみずほ信託銀行
＜保管会社＞	米国みずほ銀行
＜代行協会員＞	ゴールドマン・サックス証券株式会社
＜日本における販売会社＞	商号等：　大和証券株式会社 金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第108号 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

※当資料は7枚ものです。
※P.7の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご覧ください。

Asset Management One　アセットマネジメントOne

米ドル建てゴールドマン・サックス社債／国際分散投資戦略ファンド（5年）2019－04
愛称：ドル・プライムOne（5年）2019－04
ケイマン籍契約型外国投資信託（米ドル建て）／単位型／公社債投資信託

基準日：2024年3月28日

当資料のお取扱いについてのご注意

○ 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。

○ 当資料は情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。

○ 当ファンドは、債券等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により1口当たり純資産価格は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

○ 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○ 当資料における内容は作成時点（2024年4月16日）のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

投資信託は

① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。

③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

◆収益分配金に関する留意事項◆

○収益分配は、分配期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
○分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が下落する要因となります。分配期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当分配基準日のファンドの受益証券1口当たり純資産価格は前分配基準日と比べて下落することになります。

当ファンドの運用にあたり用いる商品スキーム等について特許を取得しました（特許第6665241号）

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの詳細につきましては、以下をご覧ください。
https://www.goldmansachs.com/investor-relations/index.html

＜投資顧問会社／管理会社代行サービス会社＞
商号等　：アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第324号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

※当資料は7枚ものです。

Asset Management One　アセットマネジメントOne